

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 第12期の審議のまとめ ～法科大学院制度の20年の歩みと法科大学院教育の更なる発展・充実～（概要）

法曹養成制度改革
連絡協議会（第24回）
令和7年3月4日（火）
資料5-1

I. 法科大学院制度の20年の歩み

■ H13 司法制度改革審議会意見書

- ・新司法試験合格者数の年間3,000人達成を目指す。
- ・司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法科大学院を中核とした、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備すべき。
- ・法科大学院の設置認可は広く参入を認める仕組みとする。
- ・適切な機構を設けて法科大学院に対する第三者評価（適格認定）を実施。

※ 当時、行政全体が事前規制から事後チェック規制へ移行

■ H14 中央教育審議会「法科大学院の設置基準等について（答申）」

■ H16 法科大学院開設

法科大学院の参入を広く認めた結果、入学者数はピーク時で約5,800人（H18）に。
一方、司法試験合格者数は、H20に2,000人に達した後、ほぼそのまま推移。
⇒ **司法試験合格率の低迷、法科大学院志願者数の減少。**

■ H21～ 中教審にて法科大学院教育の質の向上、更なる充実等について審議。

⇒ 各法科大学院においても入学定員や組織見直しに努める。

■ H24年度予算より、「公的支援の見直し」を導入。

（自主的・自律的な組織見直しを促すため、司法試験合格率や入学者選抜における競争倍率等の指標に基づき公的支援を減額する仕組み）

■ H25 法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」

- ・合格者数3,000人程度との数値目標は現実性を欠く。当面、数値目標は立てない。

■ H27年度予算より、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の推進。

（先導的な取組の提案も評価に加え、よりメリハリある予算配分を行う仕組に改善。）

■ H27 法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」

- ・法曹人口が1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を行う。
- ・H30年度までを**法科大学院集中改革期間**と位置づけ、①**法科大学院の組織見直し**、②**教育の質の向上**、③**学生の経済的・時間的負担軽減**を推進。
- ・累積合格率が概ね7割以上となるよう充実した教育が行われることを目指す。

■ R元 法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部改正

- ① 法科大学院における**教育の充実**
- ② 「**3 + 2**」（**法曹コース3年 + 法科大学院2年**）を幹とする制度改正
- ③ 法科大学院の**定員を管理**
- ④ 司法試験受験資格の見直し等（**法科大学院在学中受験資格の導入**）

■ R2 「3 + 2」法曹コース開始

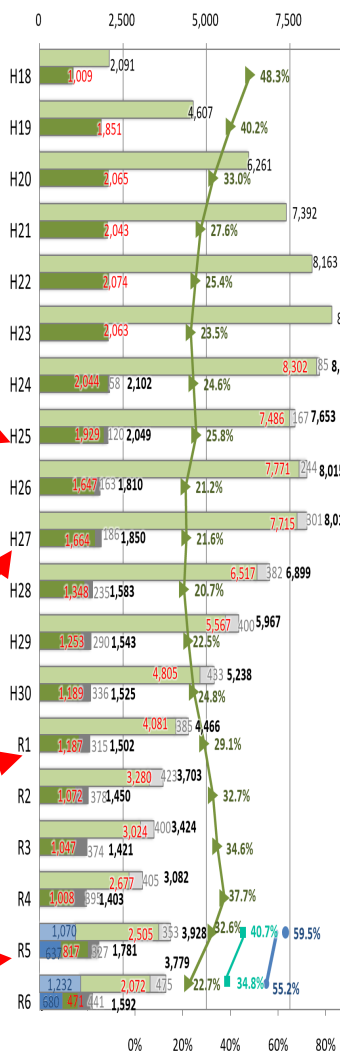
■ R5 在学中受験開始

II. 現状と法曹に対する評価、法科大学院教育への期待等

1 法科大学院の現状と課題

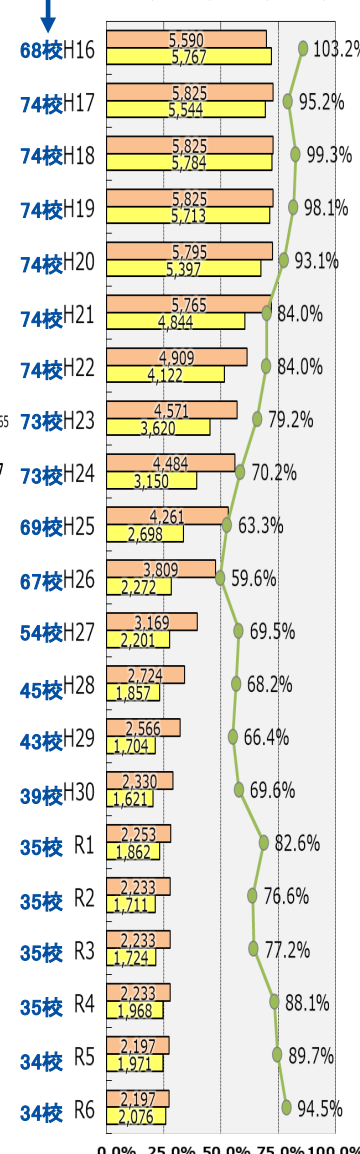
司法試験結果（単年）

- 司法試験受験者数（在学中受験）
- 合格者数（在学中受験）
- 司法試験合格率（在学中受験）
- 司法試験受験者数（法科大学院修了）
- 合格者数（法科大学院修了）
- 司法試験合格率（法科大学院修了）
- 司法試験受験者数（予備試験）
- 合格者数（予備試験）
- 司法試験合格率（在学中受験 + 修了）



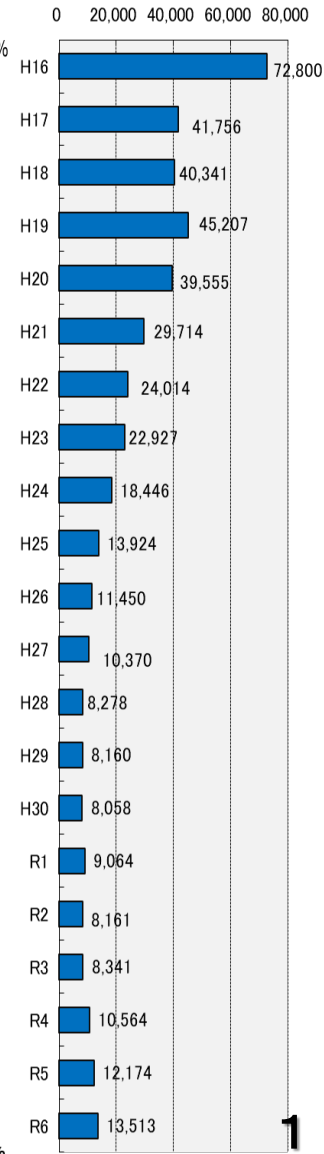
LS入学定員・入学者数等

- 募集継続校数
- 入学定員
- 入学者
- 入学定員充足率（人）



LS志願者数

- 志願者数（人）



2 法曹人口・活動領域の拡大、法曹に対する評価等

- 法科大学院制度の導入以降、企業内弁護士、公的機関、児童福祉や高齢者福祉等、**法曹有資格者の活動領域は着実に広がっており**、これまで司法アクセスに困難のあった分野においても、**多彩で厚みのある活動が展開**されつつある。
- 法科大学院教育を受けた世代の弁護士による**人的基盤の拡大は、司法基盤の整備に重要な役割**を担っている。
- 企業内弁護士については、法務部門の役割や期待が拡大しており、法曹有資格者のみでなく、**法科大学院修了資格による資質・能力としての活躍も期待**されている。
- 法曹の質調査では、「民事訴訟」「法律相談」「企業」「児童福祉」「高齢者福祉等」「行政」のいずれの分野においても、**法曹の活動等に対する利用者等の評価はおおむね高く**、また、**若手法曹の一般の資質・能力や活動の質についても、他の法曹と比較して劣っているという評価はされていない**。

3 法科大学院教育への期待

- どのような時代においても、幅広い教養と専門的な法律知識、論理的思考力、事案分析能力、豊かな人間性・感受性など、法曹としての**基本的な資質・能力は変わらないため、今後も育成**していくことが必要である。
- 変化が激しい時代となり、それに伴い生じる課題も多岐にわたる中で、各法科大学院においては、企業法務、国際分野、先端分野、行政実務等に特化したプログラムを提供する法科大学院等、**それぞれの特色・魅力を打ち出した、より発展的・先端的な教育を実施していくことが期待**されている。
- 多様な法曹を輩出していくためには、**未修者を法科大学院の入学者のうち一定数確保**するということが依然として重要である。
- 専門的な法知識を確実に修得しつつ、高度専門職業人として時代の要請に応えていく多様な人材が輩出されるよう、法科大学院教育の更なる改善・充実に向けて不断に取組を進め、**プロセスとしての法曹養成制度の中核的な機関として、社会の期待に応える制度として確立**することが重要である。

Ⅲ. 今後の課題等と求められる取組の方向性

法科大学院が開設されてから20年間、制度的な事項を中心に審議を重ね様々な改革が行われてきたが、今期は、法科大学院教育への期待や、これまでの諸課題を踏まえ、各法科大学院においてこれまで培ってきた特色・魅力、令和元年制度改正による制度の運用状況、未修者教育の充実、法科大学院教育を担う教員の確保、法科大学院教育と司法修習との連携について、実態調査やヒアリングを通じて、課題や改善の策などを整理。

1 法科大学院教育における特色・魅力ある取組の推進

拡大する活動領域への対応や、社会情勢が複雑化困難化する中で派生する多様な法的ニーズに対応していくためにも、20年間で培ってきた自大学の教育の強みと成果を発揮し、法科大学院ならではの特色・魅力ある教育をより一層展開・伸長していくことが期待されているため、一部の大学にヒアリングを実施。

企業内法務

実務の基本や実情を学ぶとともに、将来の進路選択に資するよう、**企業内法務の第一線で活躍する方々を招へいし、オムニバス講義等を実施**。

※インハウスロイヤー、スタートアップやテクノロジー等の最先端課題、公務分野、国際商事仲裁等の国内・海外訴訟等。

国際分野

- ・グローバル化の進展等により、国際的な分野において活躍できる人材の輩出を期待。
- ・外国法に関する科目の配置、英語による授業、サマースクールの実施、海外派遣プログラムの実施等、**関心を喚起し、資質・能力が身に付くよう、教育課程全体を工夫**。

先端分野

- ・AIやデジタル等の先端分野かつ過去に生じたことのない法的リスクや問題に的確に対応していける人材の輩出を期待。
- ・**先端的な法政策課題**について、文理融合、学際的かつ国際的に取り組む**研究センターの活動に参画**。

女性法曹

- ・女性法曹輩出が求められる中、法科大学院入学者数に占める女性割合は**増加傾向**。
- ・教職員全体で意識を共有の上、**シンポジウムの実施、ロールモデルやメンターの提供、学修支援（AAとの連携、産休育休中のリモート支援）等を実施**。

リカレント

- ・変化が激しい時代において、課題も多岐にわたる中、法曹となって以降も、知識等のアップデート等が求められている。
- ・専門的な分野や外国法等について、**体系的な知識等の修得が行えるよう、法科大学院の教育資源を活用し、社会へ貢献**。

法曹コース（R2～）

- R6において、**42の法曹コース**が設置され、法科大学院と**計74の連携協定**が締結されている。
- 法科大学院入学者数の約4分の1が法曹コース修了者。R6に法曹コース修了後、**早期卒業等の制度を活用し法科大学院へ入学した者の数は、231人。**
- 連携先の法科大学院と共同で科目開設、実務家の招へい、少人数教育等、**教育課程の創意工夫が図られている。**
- 自大学かつ、同一都道府県内に法科大学院がない法曹コース修了者の法科大学院進学率は、全体よりも高く、**地方の大学における法曹養成に大きな役割を果たすことが期待できる。**
- 法曹を目指し段階的・体系的な学修を行う課程として名実ともに確かなものとなるよう、引き続き実態を把握・分析する。

特別選抜（R4～）

- 「5年一貫型選抜」を経て入学した者は、R4:167人、R5:228人、R6:254人。
- 「開放型選抜」を経て入学した者は、R4:36人、R5:98人、R6:51人。
- 連携協定が基礎となっている「5年一貫型選抜」と、連携協定の有無を問わず全ての法曹コース修了者を対象として実施される「開放型選抜」について、それぞれの困難さも含め、引き続き実態を把握・分析する。

在学中受験（R5～）

- 在学中受験の実施状況は、OR5の在学中受験者数:1,066人、合格率:59.8%（うち、法曹コース修了者(早期卒業等)の受験者:162人、合格率:66.0%）OR6の在学中受験者数:1,232人、合格率:55.2%（うち、法曹コース修了者(早期卒業等)の受験者:131人、合格率:71.8%）
- 在学中受験導入に合わせ、**教育課程の創意工夫が図られている。**
- 在学中受験導入により、3年次後期に、**司法試験以外の科目（実務系科目、展開・先端科目、リサーチペーパー等）を積極的に受講する学生が増加する等の影響がある一方、学生の負担の軽減が必要との声もある。**
- 在学中受験導入後も、**プロセスとしての法曹養成制度の中核として、理論と実務能力を培う場としての役割を期待されていることは変わらない。**引き続き、在学中受験導入による影響等を把握・分析する。

3 多様な法曹志願者の確保、未修者教育の充実

- 各法科大学院においては、**これまでも未修者教育の充実を図るべく取り組んできているとともに（個別指導、ICTの活用、FD強化等）、未修者における司法試験合格率（修了後1年目）は上昇傾向にある。**しかしながら、既修者と未修者の数・割合は、**平成23年を境に既修者が増加の一途を辿っている。**
- 文理問わず、各学部における学修で得た専門性や資質・能力を、**法曹として活かすというキャリアの選択肢があることや、社会人経験のある者においても自身のバックグラウンドが法曹として活躍するにあたって重要であること等について、広報含め効果的な情報発信の在り方等を継続的に議論し実行していくことが必要である。**
- 未修者教育の充実を図ってきたことが、具体的にどのような成果をもたらしているのかが明らかになることが期待される。

4 法科大学院教育を担う教員の確保

- 法科大学院教育の継続性・発展性の観点から、法科大学院教育を担う教員の確保は重要である。**法科大学院においても、学生の多様な進路のうち法科大学院等の教員という選択肢に応える機会として、研究者への関心を喚起するような取組（研究者ガイダンスの実施、「リサーチペーパー」「テーマ研究」等の科目開設等）が行われており、そのような取組が広がることは有益である。**
- 教員となるまでのキャリアパスを描いたり、自身の問題意識に応じた進学先指導教員を選択したりするに至るまでの情報が十分に得られる状況にない等の課題があることから、そのような**情報を自発的・積極的に公表していくことも重要**である。法学に関する研究科との目的・役割の違いを踏まえた上で連携し、それぞれが取り組んでいくことが期待される。

5 法科大学院教育と司法修習との連携強化

- プロセスとしての法曹養成を充実する観点から、その中核を担う法科大学院と司法研修所の連携は重要である。法科大学院においては、司法修習における取組を踏まえ、**より多くの教員が、プロセスとしての法曹養成を充実させる観点から教育内容の充実を図るべく取り組んでいくことが重要である。**司法研修所においても、意見交換の場に加え、教材の提供や、法科大学院修了生の評価のフィードバック等、**様々な形で法科大学院との連携を積極的に図っていくことが期待される。**

- 法科大学院は、我が国の司法制度改革の柱の一つである法曹養成制度改革において、従来の「点による選抜」ではなく「プロセスとしての養成」を理念とする新たな法曹養成制度の中核となるべき教育機関として創設され、司法試験・司法修習との有機的な連携の下に、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成することを目指して創設され、その理念は現在でも変わりはない。
- 理念の実現に向け、不断の改革・改善に取り組んでいくべく、今後も、これまでの改革や議論の成果と課題、法科大学院教育を取り巻く現状と課題等について審議を重ねていくことが必要である。
- 特に、令和5年度には、法曹コースを修了し法科大学院へ進学した学生が、初めて在学中受験を行った。令和元年制度改正の、いわば完成年度を迎え、ここからが真のスタートとなるとも言える。特別選抜や在学中受験の状況も含めこの制度による法曹養成の成果と課題の把握及び検証が引き続き求められる。
- 加えて、法曹志願者の多様性の確保という観点からは、未修者教育の充実についても引き続き、各法科大学院における個別の取組等を把握するなど、実態を継続的に状況の把握・分析を行っていくことが必要である。また、未修者教育の充実を図ってきたことが、どのような成果をもたらしているのかが明らかにされることが期待される。
- さらに、今後も継続的に法科大学院教育の質の確保を図っていくことが前提であるが、その上で、これまでの20年間のように質の確保に特化した議論や取組のみを行うのではなく、法科大学院の意義の発信や、これまで培ってきた特色・魅力の伸長を図っていくよう発信していくことが望ましい。
- その他、地方の司法を支える人材の養成、教員の確保に係る取組等、今般の議論にあった諸課題についても、検討を行っていく。
- 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムについては、令和6年度より新たに5年間の取組が開始されたところであるが、法科大学院等を取り巻く状況の変化を注視しつつ、各法科大学院の意見も踏まえながら、実施のあり方を含め随時に見直しを行っていくことが求められる。
- 中央教育審議会の答申案においては、認証評価制度について、評価の在り方や内容、活用方法等を含め、質確保と負担軽減のバランスを踏まえた制度の抜本的見直しが必要であり、新たな評価制度へ移行することを提言しており、当委員会においても、今後の動向を十分に注視する必要がある。
- 文部科学省、各法科大学院及び法曹コースを設置する各大学においては、本議論のまとめを踏まえつつ、法務省や最高裁判所、日本弁護士連合会、法科大学院協会等の関係機関と連携しながら、法科大学院教育の充実に向けて、積極的に取り組まれることを強く期待する。